

富山県立大学教育研究審議会規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人富山県立大学定款（以下「定款」という。）第 23 条第 1 項に規定する教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 教育研究審議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 工学部長
- (3) 情報工学部長
- (4) 看護学部長
- (5) 工学研究科長
- (6) 看護学研究科長
- (7) 看護学専攻科長
- (8) 学生部長
- (9) 入試・学生募集部長
- (10) 附属図書館長
- (11) 地域連携センター所長
- (12) キャリアセンター所長
- (13) 情報基盤センター所長
- (14) 生物・医薬品工学研究センター所長
- (15) DX 教育研究センター所長
- (16) 事務局長

2 学則第 8 条第 3 項の規定により副学長を置く場合には、当該副学長を委員とする。

3 前 2 項に規定する者のほか、学長が指名する教職員を委員に加えることができる。

(招集)

第 3 条 教育研究審議会は、定款第 24 条の規定により、学長が招集する。

2 教育研究審議会は、原則として、毎月 1 回定例の会議を開くものとする。

(会議)

第 4 条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究審議会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ、議長の指名を受けた委員がその職務を代理する。

4 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。

5 教育研究審議会の議事は、議長を含む出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 学長が必要と認めるときは、委員以外の者を教育研究審議会に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(会議の非公開)

第6条 教育研究審議会の会議は、非公開とする。

(議事録)

第7条 議長は、議事録を作成しなければならない。

第8条 前条の議事録及び会議の審議資料は、公開しない。ただし、教育研究審議会の議決により公開することができる。

(庶務)

第9条 教育研究審議会の庶務は、経営企画課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、教育研究審議会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。